

令和7年8月 双葉町農業委員会 定例総会会議録

1. 日 時 令和7年8月25日（月）13時30分開会

2. 場 所 双葉町役場1階大会議室

3. 招 集 者 双葉町農業委員会会長 澤上 榮

4. 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案第1号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について

議案第2号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

議案第3号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について

議案第5号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について

議案第6号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について

議案第7号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について

議案第8号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について

議案第9号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可後の事業計画変更申請について

議案第10号 双葉町農業委員会事務局職員の任命について

5. 出席委員

農業委員

議席1 鵜沼 久江 委員 議席2 井戸川 弘幸 委員 議席3 大森 成広 委員

議席6 林 和男 委員 議席7 志賀 睦 委員 議席8 澤上 榮 委員

農地利用最適化推進委員

中野 守雄 委員 渡辺 浩美 委員 高玉 正祐 委員 榎内 宏 委員

6. 職務のため会議に出席した者の氏名

参事兼農業振興課長兼農業委員会事務局長 中野 弘紀

農業振興課技査（農業委員会事務局併任） 石井 拓郎

農業振興課副主査 森田 詢平

7. 開会

【中野事務局長】

皆さんこんにちは。

定刻になりましたので只今より、双葉町農業委員会令和7年8月定例総会を開催いたします。

会長からごあいさつをお願いいたします。

【澤上会長】

暑いところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

今日の議題としては、農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請が6件、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請が2件、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請が1件ございます。また、農業振興地域整備計画の変更についても協議事項も1件ございます。

いろいろありますが、皆さんにはいつもの通り、慎重な審議をよろしく願いします。以上です。

【中野事務局長】

ありがとうございました。

議事に入ります前に、山田委員、木幡委員、新川推進委員より欠席のご連絡ありましたので報告いたします。

それでは、会議規則第5条の規定により会長を議長としまして議事を進行いたします。

よろしくお願いいたします。

【澤上会長】

ただいまの出席は6名です。定足数に達しておりますので、これより令和7年8月定例総会を開会いたします。

議事に入る前に事務局の方から、会務報告をお願いします。

【中野事務局長】

それでは報告させていただきます。

まず、7月22日、7月定例総会。双葉町役場1階大会議室、農業委員8名、農地利用最適化推進委員4名。そして私、中野と石井技査が出席しております。

8月13日、現地確認。今回、議案に上げさせていただいております農地転用許可申請案件に伴う調査を行っております。場所については双葉町大字××地内が7件で、大森委員と私と石井技査で調査をしております。以上です。

【澤上会長】

それでは、本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付したとおりで、日程第1、議事録署名人の指名について、会議規則により、会長と出席委員の2名以上の委員となっておりますので、議事録署名人には7番の志賀委員、それから1番の鶴沼委員の両名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日、1つの営農型太陽光発電設備の設置に係る議案が3件ございますが、同一の申請地に関する議案は一括審議としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

【澤上会長】

それでは、同一の申請地における議案は一括審議することとします。日程第2、議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申

請について」を議題とします。

それでは職員に議案の朗読をさせます。

【中野事務局長】

それでは、資料をご覧ください。

議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので審議に付す。令和7年8月25日提出。双葉町農業委員会会長 澤上 榮。

続いて、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので審議に付す。令和7年8月25日提出。双葉町農業委員会会長 澤上 榮。

続いて、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので審議に付す。令和7年8月25日提出。双葉町農業委員会会長 澤上 榮。

本案件は営農型太陽光発電設備を目的として、議案第1号にて太陽光パネルを設置する支柱部分の一時転用、及び議案第2号でヒサカキを栽培するための農地の使用貸借権の設定、並びに議案第3号で農地の上空で太陽光発電を行うための区分地上権設定に係るそれぞれ農地法の許可申請となっております。

太陽光パネルを設置する支柱部分の一時転用及び上空部分の区分地上権の被設定人は、××県××市××××／株式会社××××、下部農地の使用貸借権の被設定人は、××県××市××××／株式会社××××、以下、株式会社××××といいます、設定人は××市××字××××／××××氏になります。

申請農地は、双葉町大字××字××番、××番××、××番××で、地目が田になります。面積は×××㎡で、一時転用に関してはそのうちの×××㎡が申請面積となります。また、農振法の農用地区域内の農地となります。

場所は、位置図のとおりでございます。

3の転用計画ですが、(1) 転用の目的は営農型太陽光発電設備の設置、(2) 権利設定の理由は、農地の維持管理に困っていた所有者の放置されている農地に営農型太陽光発電設備を設置して売電することで環境対策へ貢献する事業であるとともに、農業法人が、下部

農地に適したヒサカキを栽培することで安定した収穫、収入を見込めることから農業経営の強化につながることをとしています。

(3) 施設の利用期間についてですが、資料の「農業経営改善計画認定書」に記載がある通り、今回下部で営農する株式会社××××は××県の××市、××市、××市の3市において広域認定を受けている認定農業者ですので、許可日より10年としております。一時転用に関しましては福島県が許可権者となりますので、基準を満たし許可となる場合にはガイドラインのとおり10年で許可が下りると考えられますが、営農型太陽光発電設備の許可申請の話が出た際に協議した条件と同様、定期的に発電事業や営農に関してチェックする機会を設けるという観点から、当委員会が許可権者である農地法第3条第1項の許可申請の許可をする場合は条件付きとして3年間の許可とすることが適当と考えております。

続きまして(4)施設の概要ですが、太陽光発電設備として、長方形の太陽光パネルを252枚設置するとしており、パネル占有面積は542.32㎡としております。また今回の申請は営農型太陽光発電設備に係るものですので、パネル下での営農や、機械を使用する作業への支障がないかも判断することが必要です。

設計図をご覧くださいと支柱の最低地上高は2,860mmとなっております。一方、利用する農業機械の欄とトラクターの仕様書をご覧くださいと、最も高さのあるトラクターでも2m未満ですので、支障はないと考えられます。

工事の期間は、許可日の翌日より令和7年11月27日までとしています。土地利用計画図を見ていただくと、発電した電気は、敷地の上、北西側になりますが、そこに設置する1号柱から、新設する電力柱を通し、既設電力柱へ連結することです。

5の資金調達についての計画については、用地費として×××万円、建築費×××万円の計×××万円について、自己資金で対応するとしています。6の周辺農地への影響については、畑として土地の形状を変えずに営農を行うため土砂等の流出の危険性はないとしております。また、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすことのないよう設計、設置するとしています。

続きまして下部の農地における営農計画書の内容に入ります。「営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農計画書」の栽培計画をご覧ください。本申請も営農型太陽光パネルの下部において栽培される作物はヒサカキになりますが、苗の植え付けから収穫までに時間がかかるという特徴がございます。今回の計画では、1年目に整地を行い、2年目に苗の植え付けを行い、2～5年目までは追肥・除草・防虫・水やり・越冬対策を行い、6年目

から収穫する計画としております。

先ほども触れさせていただきましたが、(3) 利用する農業機械についてトラクター、トラックを各 1 台ずつ、軽トラックを 3 台自己所有しております。

(4) の農作業に従事する者についてですが、常時従事作業員 2 人と臨時の作業員 3 人としております。

(5) についてですが、ヒサカキは双葉町では栽培実績がございませんので、(イ) の場合に該当します。単収見込みを 10 a あたり、33kg としております。

「営農型太陽光発電設備における下部農地の単収検証（令和 6 年 6 月）」をご覧ください。

××県基準から算出すると福島県においては、66 株として××県採取率 20%、これは、毎年 1 株に対して確実に収穫できる採取率になります。それで試算した単収見込みが設定されております。

参考様式 2 の「営農型太陽光発電設備の設置による下部の農地における営農への影響見込み」の 1. 生育に適した日照量の確保についてですが、一般的にヒサカキを栽培する上では 75%以下の遮光率が生育に適した環境とされておりますが、今回の計画では 66.4%の遮光率となっております。2 の効率的な農作業の実施については、先ほども説明した通り、最低地上高である 2.860mをより高さのある農機具は使用しないことから、問題ないと考えられます。

参考様式第 3 の「下部の農地において栽培する農作物について必要な知見を有する者の意見書」についてですが、株式会社××××からの意見が記載されております。××××さんのヒサカキへの関わりについては、苗の仕入れから栽培技術に対し様々なアドバイスをを行っており地元生産者とのつながりもあり、福島県浜通りの地域に根差した知見を有するとしております。また本事業についての所見は、ヒサカキの作付けを行っている双葉町周辺の市町村での生育状態は良好であり、浜通り地区の気候条件にヒサカキが適応していることと、耐陰性が高く光環境的に太陽光パネルの下での栽培に適しているということが実証されており合わせて評価できるとしてしています。適切な管理という点については、以前に定植から 1 年程度経過した××市内の株式会社××××のほ場を 3 件見学したところ、病虫害害に対しての積極的な検証や防風対策及び冬場の防寒対策まで徹底して行っており、適切な管理という面でも評価でき、このような管理を継続していけば問題無く成長し、収益が見込まれるとしております。

参考様式４の「申請に係る市町村で栽培されていない農作物又は生育に時間を要する作物を栽培する場合における栽培理由書」で、１の下部の農地で栽培を予定する農作物の名称と当該作物を選定した経緯について、千葉県ではヒカサキの営農の実績があり、栽培ノウハウに関しても千葉県農林総合研究センター等との交流研修など栽培への知識を得ております。さらに仕入れ先や販路が確立されていること、天候によるリスクも少なく、かつ確実な収穫が見込まれることから福島県双葉町においても選定に至ったとしております。

２の単収見込みは先ほど説明させていただきましたので割愛いたします。

３の作付けから収穫までに要する時間については、苗植から 100 c m～150 c mの大きさになるまでに４年、その後台切りをし、さらに収穫可能な樹高になるまでに１～２年かかることから、収穫は６年目からが妥当としております。

４の当該作物に係る知見を有する者からの営農協力については、苗納入業者である××××、××××の助言をもとに適切に対処するとしております。

営農型太陽光発電設備の設置に係る農地転用の許可基準の一つに「支柱を含む営農型太陽光発電設備を撤去するのに必要な資力及び信用があると認められること」がありますが、この基準の担保として参考様式５の「営農型太陽光発電設備の撤去を負担することの誓約書」の提出を求めることとガイドラインに記載されております。今回の営農型太陽光発電設備の撤去費用見込みは×××円としております。

営農型太陽光発電に係る農地転用の場合、許可後に毎年栽培状況や収支について事業者から許可権者へ報告することとなっておりますが、当該報告が適切に行われることを担保するためにこちらの参考様式６「下部農地の栽培実績書及び収支報告書の提出に係る誓約書」を求めることとなっております。

なお本報告は当該年の翌年の２月末日までにすることとなっておりますが、報告があった場合に事務局と地区担当農業委員により現地調査を行うこととなりますのでよろしくお願いいたします。最後に町からの意見書も添付しております。

申請内容は以上となります。

本案件は、議案第１号は福島県知事が許可権者となりますが、議案第２号及び３号は当委員会が許可権者となります。

議案第１号については農業委員会としては、許可することが適当かどうかを判断して、県に意見書を提出することとなります。また議案第２号及び第３号については許可するこ

とが適当かどうかの判断および議案第2号については許可の期間や条件について当委員会
で決定することとなりますので、ご審議方よろしくお願いいたします。

【澤上会長】

本件については大森委員に現地を確認していただきましたので、調査結果の報告をお願い
します。

【大森委員】

8月13日午後に事務局と現場確認を行い、問題はなかった。また、8月14日夕方に設定
者本人に確認を行ったところ、双葉町には住んだことがなく、土地は相続で譲り受け、ど
う活用していいかわからなかったところ、太陽光発電設備設置業者の広告を見て、そこに
相談したとのこと。自己所有の土地でも営農型でできている。本人の意向もあり、申請地
を有効活用するという点に関しては反対できないと思う。

【澤上会長】

本件について審議に入ります。

皆さんの方から質疑、ご意見等ありましたら、よろしくお願いいたします。

【井戸川委員】

ヒサカキの生産に6年間、収穫に4年間の計10年間は許可期間になると思われるが、そ
の後の許可期間の延長は行うことはできるのか。

【中野事務局長】

延長は可能です。一方で、営農型太陽光発電設備の農地転用に関して、下部で営農する認
定農業者に対する一時転用の許可期間は10年間であり、それと合わせて農地法3条許可に
関しても同様に10年の使用貸借期間で許可申請となっているが、双葉町農業委員会の場合
は3年間の許可期間としています。その場合、3年ごとの許可更新の際に営農調査を行い、
許可に適さない場合は不許可とすることで、結果として一時転用の10年間の許可の場合で
もその時点で許可取消しとなりうることになります。

【志賀職務代理者】

3年間ごとの許可更新の際に調査を行い、不許可に該当した場合は、太陽光発電設備の機
器の撤去と許可取消しになることについて、業者は理解しているのだろうか。

【中野事務局長】

許可に条件を付与しています。

【志賀職務代理者】

許可に条件を付与したうえで、相手方に通知するだけでいいのか。相手方からなにか確認を取るようなことはしなくてよいのか。

【中野事務局長】

行政上の手続きではありますが、許可条件を付与した際にも、教示制度を設けています。そこで、何も不服申立がなければ、許可条件を理解したものと、事務局では認識しています。

【木幡委員】

許可の更新について、3年間ごとの更新のような方法を採用している市町村は双葉町以外にあるのか。

【中野事務局長】

双葉町近辺だと浪江町が同じようなやり方を採用していると聞いています。また、事務局で知見者への確認等が取れていないところもあるので、本日、許可相当かどうかの判断をいただき、県への進達は、事務局が確認できた後に進達させていただきたい。

【澤上会長】

いろいろなご意見をいただきましたが、他に質疑・ご意見ありませんか。

(「なし」の声)

【澤上会長】

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りいたします。議案第1号の農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について、事務局にて確認事項の確認終了後に許可相当の意見書を付して福島県に進達することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【澤上会長】

異議なしと認めます。議案第 1 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可申請については、事務局にて確認事項の確認終了後に許可相当の意見を付して福島県へ進達することに決定いたしました。

続きまして議案第 2 号の農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、許可期間を 3 年間とする条件を付して許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【澤上会長】

異議なしと認めます。議案第 2 号の農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、許可期間を 3 年間とする条件を付して許可することに決定いたしました。

続きまして議案第 3 号の農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【澤上会長】

異議なしと認めます。議案第 3 号の農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、許可することに決定いたしました。

続きまして議案第 4 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可申請について」を議題とします。職員に議案の朗読をさせます。

【中野事務局長】

議案第 4 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可申請について」、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可申請があったので審議に付す。令和 7 年 8 月 25 日提出。双葉町農業委員会会長 澤上 榮。

申請内容をご説明します。

本件は、太陽光発電事業者が太陽光発電設備を設置するため、双葉町大字××字××地内の農地に地上権を設定し、農地転用を行うものです。

被設定人は、東京都××区××××／××××氏、設定人は、福島県双葉郡双葉町大字××字××××／××××氏です。

申請者について補足説明しますと、申請書の中には出てきませんが、本事業は、××県に本社があります株式会社××××が土地所有者である××氏と太陽光発電事業者である××氏を仲介するとともに、発電設備設置後は、事業者から委託を受けて設備を保守管理する計画となっています。

申請農地は、双葉町大字××字××××、×××番地、地目はどちらも畑で、面積は×××㎡。都市計画法上は非線引き区域内になります。場所は、位置図と現況図を御確認ください。

資料に戻っていただいて、3の転用計画ですが、(1)転用の目的は太陽光発電設備の設置、(2)権利設定の理由については、事業計画書の①のとおりです。(3)事業の操業期間は許可日より25年間、(4)施設の概要ですが、太陽光発電設備として、太陽光パネルを200枚組み合わせ設置するとしており、工事の期間は、許可日の翌日より令和8年1月31日までとしています。また、土地利用計画図を添付しています。発電した電気は、農地の北西側に設置する1号柱から、既設の電柱に電線を繋いで送電する計画となっています。また、設備の外周をフェンスで囲む計画となっています。

4の権利の設定・移転については、×××万円の一括で××年間の地上権を設定するとしています。

5の資金調達についての計画については、用地費として×××万円、建築費約×××万円の計約×××万円について、自己資金で対応するとしています。6の周辺農地への影響については、土砂や雨水の流出がなく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすことのないよう設計、設置するとしています。

申請内容の概要は以上ですが、申請書の添付資料として、申請農地の全部事項証明書及び公図の写し、××××氏の資金状況を確認するものとして、銀行の残高証明書の写し、すでに支払いした預り証を添付しています。また、発電した電気を送電施設に接続する系統連系承諾書を添付しております。また、太陽光発電設備の仕様に関する資料を添付しています。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いいたします。

なお、農地転用の許可権者は県になりますので、農業委員会としては、許可することが適当かどうかを判断して、県に意見書を提出することとなります。

【澤上会長】

本件についても大森委員に現場を確認いただいておりますので、報告をお願いします。

【大森委員】

8月13日午後に事務局と現地を確認し、許可をすることはやむを得ないと思う。また、前田では併用地がある農地転用の許可申請は初めてのパターンであり、何も支障はない。

【澤上会長】

それでは本件について審議に入ります。

皆さんの方から質疑、ご意見等ありましたらお願いします。

(質疑なし)

【澤上会長】

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りいたします。議案第4号の農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可相当の意見書を付して福島県に進達することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【澤上会長】

異議なしと認めます。議案第4号の農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可相当の意見を付して福島県へ進達することに決定いたしました。

続きまして議案第5号「農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について」を議題とします。職員に議案の朗読をさせます。

【中野事務局長】

議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので審議に付す。令和7年8月25日提出。双葉町農業委員会会長 澤上 榮。

申請内容をご説明します。

本件は、太陽光発電事業者が太陽光発電設備を設置するため、大字××字××××地内の農地を所有権移転し、農地転用を行うものです。

譲受人は、××県××市××××／××××株式会社 代表取締役 ××××氏、譲渡人は、福島県双葉郡双葉町大字××字××××／××××氏です。

申請者について補足説明しますと、申請書の中には出てきませんが、本事業は、××県に本社があります株式会社××××が土地所有者である××氏と太陽光発電事業者である××××株式会社を仲介するとともに、発電設備設置後は、事業者から委託を受けて設備を保守管理する計画となっています。

申請農地は、双葉町大字××字××××、地目は田で、今後、こちらの土地は分筆を行う予定であるため、面積は×××㎡の内×××㎡となっております。都市計画法上は非線引き区域内、農振白地区域になります。場所は、位置図と現況図を御確認ください。

資料に戻っていただいて、3の転用計画ですが、(1) 転用の目的は太陽光発電設備の設置、(2) 権利設定の理由については、事業計画書の①のとおりです。(3) 事業の操業期間は許可日より永年、(4) 施設の概要ですが、太陽光発電設備として、太陽光パネルを160枚組み合わせ設置するとしており、工事の期間は、許可日の翌日より令和8年1月31日までとしています。また、土地利用計画図を添付しています。先ほど述べましたが、分筆予定の土地であるため、分筆の境界線が入っています。また、発電した電気は、農地の南西側に設置する1号柱から、新設の電力柱を通し、既設の電力柱に電線を繋いで送電する計画となっています。また、設備の外周をフェンスで囲む計画となっています。

4の権利の設定・移転については、×××万円の売買にて所有権の移転としています。

5の資金調達についての計画については、用地費として×××万円、建築費約×××万円の計約×××万円について、自己資金で対応するとしています。6の周辺農地への影響については、転用による土砂や雨水の流出はなく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすことのないよう設計、設置するとしています。

申請内容の概要は以上ですが、申請書の添付資料として、申請農地の全部事項証明書及び公図の写し、××××株式会社の定款、登記事項証明書、××××株式会社の資金状況を確認するものとして、銀行の利用明細のお知らせ、すでに支払いした預り証を添付しています。また、発電した電気を送電施設に接続する系統連系承諾書を添付しております。また、太陽光発電設備の仕様に関する資料、2種農地なので土地選定の検討の結果を示す農地転用候補地一覧表を添付しています。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いいたします。

なお、農地転用の許可権者は県になりますので、農業委員会としては、許可することが適当かどうかを判断して、県に意見書を提出することとなります。

【澤上会長】

本件についても、大森委員に現地を確認していただいております。調査結果の報告をお願いします。

【大森委員】

8月13日午後に事務局と現地を見てきました。現場に行くまでに背丈ほどの草が繁茂してしまっている状況です。ただ、現場の日当たりに関しては非常に良い。太陽光発電には最適であり、営農に支障はないところです。資料内の黄色部分（分筆された後の残農地）の使用用途については不明である。

【澤上会長】

本件について審議に入ります。質疑・ご意見ありませんか。

【中野事務局長】

説明を捕捉します。

今回の申請地については、面積が大きすぎるため、事業者は分筆線を引いて分ける考えです。また、出力が50kW以上になると、経産省への届出や定期点検の義務が生じることになってしまうため、今回分けるものと考えています。分筆なしだと農地転用が難しいものとなるため、あえて分筆する選択をしているようです。また、今回の申請地の面積が変更となると、再度農業委員会で審議することとなるため、分筆してから申請するように依頼したが、時間の都合上、分筆しない状態での申請となっています。農地転用許可後に面積が変更となると、農地法第5条の許可書の内容と登記をする内容が異なってしまうため、法務局で通らなくなってしまう。面積が変わる場合は、事業計画変更申請を行うこととなります。

【志賀職務代理者】

この申請地には道もない状況の中で、どのように入っていくのか。

【中野事務局長】

申請地に入っていく道路については、次の議案で詳細を説明することになります。

【志賀職務代理者】

今回、農道の敷地の中に新しく電力柱を建柱することとなっていると思うが、この件については、了解待ちとなっているのか。

【中野事務局長】

まだ建柱に係る申請は受けていません。

【志賀職務代理者】

電力柱の建柱について、町が了解しなかった場合どうなるのか。

【中野事務局長】

接続できないこととなります。電力柱の建柱がきまっていないことについては、事業者にも県にも確実性の点で疑問を伝えているが、電柱の場所が決まっていないことをもって不許可相当の意見を出すことは、農地法の許可の基準の範疇を超えてしまうものと考えています。

【志賀職務代理者】

分筆する区画に電力柱を建柱することになると思うが、これは農地転用の許可判断に付随しないのか。

【中野事務局長】

申請地外の農地に電力柱を建柱する場合は、農地転用は不要となるが、資源エネルギー庁の通知により農地の利用調整を図ることになっているので、電力からの協議があがってくることになります。

【志賀職務代理者】

電力柱の建柱場所等の内容が確定するまで、申請の受理をしなければいいのではないかと。申請内容を確認してからの方が確実だと思う。県が許可する前提で申請を受けた内容について、農業委員会で審議をすると思うが、その内容すら確認できなければ審議するに値しないと思う。

【中野事務局長】

電力柱の建柱に係る申請に対して、町が了解しなければ事業計画変更をしてもらうことに

なります。

【澤上会長】

次の議案も関連しているため、続けて説明をお願いしたい。

【中野事務局長】

委員会で続けての説明を要望するのであれば、説明を行います。一括審議でよろしいでしょうか。

【澤上会長】

皆さんよろしいか。

(異議なしの声)

【澤上会長】

説明をお願いします。

【中野事務局長】

議案第 6 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可申請について」、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づき、農地転用の許可申請があったので、審議に付す。令和 7 年 8 月 25 日提出、双葉町農業委員会会長 澤上 榮。

申請内容をご説明します。

本件は先ほどの議案第 5 号にてご審議いただいております、双葉町大字××字××××の隣接地になります。

この許可申請した農地が囲繞地であり、転用目的である太陽光発電設備の設置工事のため、当該申請地を通行するため農地の一部を一時転用するものです。

被設定人は、工事施工会社である××県××市××××／株式会社××××、設定人は、福島県双葉郡双葉町大字××××／××××氏と福島県双葉郡双葉町大字××字××××／××××氏です。

申請農地は、双葉町大字××字××××、地目は田と×××、地目は畑の 2 筆になります。一時転用面積は×××㎡の内×××㎡です。

ここは非線引き区域内、農振農用地区域に該当します。場所は、位置図と現況図を御確認ください。

資料を戻っていただいて、3の転用計画ですが、(1) 転用の目的及び(2) 権利設定の理由としては、隣接する××字××××において、太陽光施設の設置のため一時転用し、工事用通路とするものです。(3) 施設の利用期間、一時転用の期間ですが、許可日より6ヵ月間としています。(4) 施設の概要ですが、計画平面図をご覧ください。プラ板40枚を使用するとのこと。

4の権利の種類については、使用貸借権を設定するとしています。

5の資金調達についての計画については、建築費約×××万円について、株式会社××××の自己資金で対応するとしています。6の周辺農地への影響について、土砂等の流出はなく、農業用排水施設の機能への支障を及ぼさないこととするとのこと。営農条件には影響を及ぼすことはないと考えられることから、特段の措置は講じないとしています。

既に説明した内容は省略しますが、④の申請農地が土地改良区内にある場合の調整状況については、請戸川土地改良区から一時転用について差し支えない旨の意見書が添付されています。なお、××××については請戸川土地改良区の受益地外となります。⑪の一時転用の場合における農地への復元方法については、再び耕作地として利用することができるよう復元するとしております。

申請内容の概要は以上ですが、申請書の添付資料として、申請農地の全部事項証明書及び公図の写し、株式会社××××の銀行残高照会、定款、臨時株主総会議事録、履歴事項全部証明書、土地所有者の住民票の写しおよび遺産分割協議書等を添付しています。なお、農道の接道協議は未了です。

説明は以上です。ご審議方よりしくお願いいたします。なお、農地転用の許可権者は県になりますので、農業委員会としては、許可することが適当かどうかを判断して、県に意見書を提出することとなります。

【澤上会長】

本件につきましても、大森委員に現地を確認していただいておりますので、調査結果の報告をお願いします。

【大森委員】

こちらも 8 月 13 日に事務局と現地を見てきました。幅 4m、長さ 37.75m の道路を作るための一時転用であり、この転用許可が無いと議案第 5 号に係る工事ができない。なお、現場に行くまでが大変になっている状況です。

【志賀職務代理者】

申請地に向かうためには、河川の堤防を通らないといけないと思うがいかがだろうか。

【中野事務局長】

申請地に向かうには、××用水路のわきを通して向かうこととなります。

【志賀職務代理者】

××用水路のわきを通る際に、重機などは通り抜けできるのか。

【中野事務局長】

その件については、土地改良区が使用許可を出すかどうかということになります。

【志賀職務代理者】

使用許可の話については、土地改良区と協議をしているのか。

【中野事務局長】

土地改良区と協議をするよう事業者に指導しています。

【志賀職務代理者】

土地改良区と協議をしていない中で、申請地に工事用道路を作ることについて、許可することが適当であるとは言えないのではないか。申請者に土地改良区と協議をしている記載も無い中で、農業委員会で申請地は田であるから大丈夫であるということをもって許可相当とすることが妥当なのか少し疑問に思う。また、同様に、農道敷に電柱を建柱することに対しても町でまだ了解をしていないのだから、了解していないものに対して、了解前提で審議するならいいのかもしれないが、本当にそれで大丈夫なのか。

【中野事務局長】

おおもとから外れた内容について管理者と協議を実施していないから、許可相当することが適当ではないと判断することは、農地法の許可基準から外れてしまうため、審査の対象外となってしまいます。新しい条例を作り、すべて決まってから申請するかたちにする

方法もあるかもしれませんが、今の農地法の範疇だと、優良農地の確保や周辺農地への支障という視点で判断しないといけません。志賀職務代理者からいただいていることが一番確実なやり方なのですが、そこまで言えないのが現状です。

【志賀職務代理者】

今後はそのような視点で判断すればよいのか。

【中野事務局長】

その認識でお願いしたいと思います。ただし、委員会で出た確認すべき事項については事業者へ質問することができるものと考えています。

【志賀職務代理者】

今回の確認事項について、事業者に質問をお願いしたい。

【中野事務局長】

委員会から指摘があった事項に対して、事業者を確認を行うこととし、今回は大枠で審査いただいた上で、かつ、事業者からの回答をもって事務局で確認事項が無くなった状態で県に進達を行いたいと考えています。

【澤上会長】

他に質疑等ありませんか。

(「なし」の声)

【澤上会長】

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りいたします。まず、議案第5号の農地法第5条第1項の規定による許可申請について、委員会からの指摘事項を事業者へ回答を求め、確認事項が無くなってから許可相当の意見書を付して福島県に進達することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【澤上会長】

異議なしと認めます。

議案第 5 号の農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、委員会からの指摘事項を事業者へ回答を求め、確認事項が無くなってから許可相当の意見を付して福島県へ進達することに決定いたしました。

続いて、議案第 6 号の農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、委員会からの指摘事項を事業者へ回答を求め、確認事項が無くなってから許可相当の意見書を付して福島県に進達することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【澤上会長】

異議なしと認めます。

議案第 6 号の農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、委員会からの指摘事項を事業者へ回答を求め、確認事項が無くなってから許可相当の意見を付して福島県へ進達することに決定いたしました。

続きまして議案第 7 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可申請について」を議題とします。職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

【中野事務局長】

議案第 7 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請があったので審議に付す。令和 7 年 8 月 25 日提出。双葉町農業委員会会長 澤上 榮。

先ほどの案件と同様、こちらの議案第 8 号が議案第 7 号に関する一時転用の話であるため一括審議したほうがいいと思いますが、いかがでしょうか。

【澤上会長】

議案第 7 号及び議案第 8 号について一括審議でよろしいか。

(「異議なし」の声)

【澤上会長】

議案第 7 号及び議案第 8 号について一括審議とします。議案の朗読をお願いします。

【中野事務局長】

ではまず、議案第7号から説明します。

本件は、太陽光発電事業者が太陽光発電設備を設置するため、大字××字××××地内の農地に地上権を設定し、農地転用を行うものです。

被設定人は、東京都××区××××／××××氏、設定人は、福島県双葉郡双葉町大字××××字××××／××××氏です。

申請者について補足説明しますと、申請書の中には出てきませんが、本事業は、××県に本社があります株式会社××××が土地所有者である××氏と太陽光発電事業者である××氏を仲介するとともに、発電設備設置後は、事業者から委託を受けて設備を保守管理する計画となっています。

申請農地は、双葉町大字××字××××、地目は田で、先ほどと同じく、今後こちらの土地も分筆を行う予定であるため、面積は×××㎡のうち×××㎡になります。都市計画法上は非線引き区域内、農振白地地域になります。場所は、位置図と現況図を御確認ください。

資料に戻っていただいて、3の転用計画ですが、(1)転用の目的は太陽光発電設備の設置、(2)権利設定の理由については、事業計画書の①のとおりです。(3)事業の操業期間は売電開始時より25年となっております。(4)施設の概要ですが、太陽光発電設備として、太陽光パネルを200枚組み合わせて設置するとしており、工事の期間は、許可日の翌日より令和8年1月31日までとしています。また、土地利用計画図を添付していますが、先ほど述べましたが、分筆予定の土地であるため、分筆線が入っています。発電した電気は、農地の北側に設置する1号柱から、新設電力柱を通し、既設の電力柱に電線を繋いで送電する計画となっています。また、設備の外周をフェンスで囲む計画となっています。

4の権利の設定・移転については、×××万円/年で××年間の地上権を設定するとしています。

5の資金調達についての計画については、用地費として×××万円、建築費約×××万円の計約×××万円について、自己資金で対応するとしています。6の周辺農地への影響については、転用による土砂や雨水の流出はなく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすことのないよう設計、設置するとしています。

申請内容の概要は以上ですが、申請書の添付資料として、申請農地の全部事項証明書及び公図の写し、××氏の資金状況を確認するものとして、普通預金通帳の写しとすでに支

払いした預り証を添付しています。また、発電した電気を送電施設に接続する系統連系承諾書を添付しております。また、太陽光発電設備の仕様に関する資料、2種農地なので、土地選定の検討の結果を示す農地転用候補地一覧表を添付しています。

続いて、議案第8号「農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について」、農地法第5条第1項の規定に基づき、農地転用の許可申請があったので、審議に付す。令和7年8月25日提出、双葉町農業委員会会長 澤上 榮。

申請内容をご説明します。

本件は先ほどの議案第7号にてご審議いただきました、双葉町大字××字××××の隣接地になります。この許可申請した農地が囲繞地であり、転用目的である太陽光発電設備の設置工事のため、当該申請地を通行するため農地の一部を一時転用するものです。

被設定人は、工事施工会社である××県××市××××／株式会社××××、設定人は、福島県双葉郡双葉町大字××字××××／××××氏です。

申請農地は、双葉町大字××字××××、地目は田、一時転用面積は×××㎡の内×××㎡です。

ここは非線引き区域内で農振農用地区域内に該当します。場所は、位置図、現況図を御確認ください

資料に戻っていただいて、3の転用計画ですが、(1) 転用の目的及び(2) 権利設定の理由としては、隣接する××字××××において、太陽光施設の設置のため一時転用し、工事用通路とするものです。(3) 施設の利用期間、一時転用の期間ですが、許可日より6ヵ月間としています。(4) 施設の概要ですが、計画平面図をご覧ください。プラ板60枚を使用するとのことです。

4の権利の種類については、使用賃借権を設定するとしています。

5の資金調達についての計画については、建築費約×××万円について、株式会社××××の自己資金で対応するとしています。6の周辺農地への影響について、土砂等の流出はなく、農業用排水施設の機能への支障を及ぼさないこととするとのことです。営農条件には影響を及ぼすことはないと考えられることから、特段の措置は講じないとしています。

既に説明した内容は省略しますが、④の申請農地が土地改良区内にある場合の調整状況

については、請戸川土地改良区から一時転用について差し支えない旨の意見書が添付されています。⑪の一時転用の場合における農地への復元方法については、再び耕作地として利用することができるよう復元するとしております。

申請内容の概要は以上ですが、申請書の添付資料として、申請農地の全部事項証明書及び土地所有者の住民票の写し、公図の写し、次に株式会社××××の履歴事項全部証明書及び定款並びに臨時株主総会議事録を添付しています。なお、農道の接道協議は未了です。

説明は以上です。ご審議方よろしく願いいたします。なお、農地転用の許可権者は県になりますので、農業委員会としては、許可することが適当かどうかを判断して、県に意見書を提出することとなります。

【澤上会長】

本件につきましても、大森委員に現地を確認していただいておりますので、調査結果の報告をお願いします。

【大森委員】

8月13日に事務局と現地を見てきました。分筆箇所については、南側に約25m高の木が多く、太陽の光が全く当たらない。この申請地については、太陽光パネル設置により有効活用してもらいたい。

【澤上会長】

議案第7号及び第8号については、あわせて審議することとなりましたが、質問等ありましたらお願いします。

【志賀職務代理者】

道路を作るところに関して、×××番に境界杭を入れるのか。

【中野事務局長】

境界杭を入れるのは、×××番のみです。

【志賀職務代理者】

×××番の水路のわきに盛土などをせずにプラ板等を敷いていただけなのだが、電力柱もおそらくこの工事用道路わきに建柱して作っていくものとなると、官地に入らないよう

に建柱するよう指導をお願いしたい。

【中野事務局長】

電力柱については、おそらく×××番×に建つのではないかと思います。その方が、官地と折衝しなくてよいと考えています。

【志賀職務代理人】

農道敷に新しい電力柱をまた立てるのか。

【中野事務局長】

聞いている話だと、電力柱を新しく建てるのに、××から引っ張ってくる計画になっています。

【志賀職務代理人】

これは別系統の電柱になるのか。

【中野事務局長】

××の JR 高架橋の下をくぐれるかどうか分かりませんが、××の××の方から電柱を立てていくと聞いています。

【志賀職務代理人】

その電柱も道路敷に建てていくのか。また、協議についてはしているのか。

【中野事務局長】

おそらく道路敷に建てることになります。先月の案件にもありましたが、協議については転用に係る接道についてだけ行っています。ただ、この調整が終わらないと、連結できないことを事業者には話をしています。

【志賀職務代理人】

了解した。そのような指導をお願いしたい。

【澤上会長】

他に質疑等ありませんか。

(「なし」の声)

【澤上会長】

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りいたします。まず、議案第7号の農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可相当の意見書を付して福島県に進達することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

【澤上会長】

異議なしと認めます。

議案第7号の農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可相当の意見を付して福島県へ進達することに決定いたしました。

続いて、議案第8号の農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可相当の意見書を付して福島県に進達することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

【澤上会長】

異議なしと認めます。

議案第8号の農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可相当の意見を付して福島県へ進達することに決定いたしました。

続きまして議案第9号「農地法第5条第1項の規定に基づく許可後の事業計画変更申請について」を議題とします。職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

【中野事務局長】

議案第9号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画の変更申請があったので審議に付す。令和7年8月25日提出。双葉町農業委員会会長 澤上 榮。

本件は、令和6年12月27日付け福島県指令相農林第×××号で農地転用許可を受けた事業計画の変更申請になります。

株式会社××××が、双葉町大字××字××××、地目は田、面積計×××㎡について、太陽光発電事業を目的として農地転用しているものですが、一連の転用許可案件につ

いて、事務局で現地調査を行った結果、東北電力からの要請により、電力柱及び引込柱、1号柱の位置が変更されていたことから、事務局からの指摘により事業計画変更を行うものです。

変更後の土地利用計画図を添付しておりますので御確認ください。

以上です。ご審議方よろしくお願ひいたします。

【澤上会長】

本件について審議に入ります。質疑・ご意見ありませんか。

(「なし」の声)

【澤上会長】

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りいたします。まず、議案第9号の農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、承認相当の意見書を付して福島県に進達することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【澤上会長】

異議なしと認めます。

議案第9号の農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、承認相当の意見を付して福島県へ進達することに決定いたしました。

続きまして議案第10号「双葉町農業委員会事務局職員の任命について」を議題とします。職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

【中野事務局長】

議案第10号「双葉町農業委員会事務局職員の任命について」、双葉町農業委員会事務局職員の任免について、審議に付す。令和7年8月25日提出、双葉町農業委員会会長 澤上 榮。

先月7月の定例総会でご相談したとおり、××県××から派遣されている××××さんを新たに事務局員として迎えることにしたいと考えております。

農業委員会等に関する法律第26号第3項の規定により、事務局職員は農業委員会が任命

することとなっておりますので、委員会に決定を求めるものです。

説明は以上です。ご審議よろしく願いいたします。

【澤上会長】

本件の審議に入ります。質疑・ご意見はありませんか。

(「なし」の声)

【澤上会長】

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第 10 号「双葉町農業委員会事務局職員の任命について」は提出された案のとおり任命することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【澤上会長】

異議なしと認めます。議案第 10 号「双葉町農業委員会事務局職員の任命について」は提出された案のとおり任命すること決定いたしました。

以上で議案審議は終了いたしました。

(15 時 52 分 終了)

上記会議の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

農業委員会 会 長 澤 上 榮 ㊟

議事録署名人 志 賀 睦 ㊟

議事録署名人 鵜 沼 久 江 ㊟